

「第3回部会後の要再整理事項への回答」への追加意見（小松専門委員）

第3回会議後の回答を受けて、追加コメントを記します。

- ① 世帯員全数把握→農業従事者のみにすること
- ② 続柄を削除すること

この2点が妥当であるとは判断できず、調査の継続を求めるスタンスからコメントいたします。

（1）記入者・調査実施者の負担軽減と、正確なデータを取得するという観点から考えると、農林水産省の追加説明を踏まえても、①②の調査を継続する方がより優れていると考える

世帯全体の規模の把握は必要とのことだが、従前から指摘しているとおり、15歳以上の世帯員全員を把握し、そこから集計する方がエラーもなく合理的と考える。5歳刻みの人数を記入させることは、客体の負担が大きいたとも、「経営内部の労働力の詳細」に記入された人数との比較チェックが必要となり、むしろ実査負担は増大するのではないかと考える。

.....
 <農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 （1）農業に従事していない者に関する個人別情報について、引き続き把握すべきではないか。

3 （省略）報告負担及び実査負担は無視できないほど大きいものとなっています。

.....
【質問】①②をやめて、世帯員人数（性別・年齢区分別）を加えた場合、農業経営体については、世帯員人数（性別・年齢区分別）と農業労働力個人別一覧（生年月）について、相互に矛盾がないか精査する予定はあるのか？その労力をどう見込んでいるのか？

精査する場合は、むしろ実査負担が増える可能性があるのではないかと？精査しない場合は、世帯員数の回答の精度は低下するのではないかと？この点について回答していただきたい。

<質問に関する付記>

ある年齢区分で、世帯員数<労働者数になっていた場合は、明らかな誤記だと分かる。実施者が、個票ごとに、労働者数を男女別年齢区分別に集計し、さらに世帯員数の記入情報と精査するには、これまでとは異なる追加的労力がかかると思う。

この手間をかけない場合は、明らかな誤記であると認識しながら、結果をそのまま公表することになるだろう。調査実施者負担については、この点も含めて議論すべきと考える。

.....
<農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 (2) 世帯主との続柄について引き続き把握すべきではないか。

4 (省略) 調査項目の補正率が69%にもものぼることが明らかになっており、

.....
【質問】経営体調査の概要の補正率が69%とのことだが、これのうちどの程度が世帯全数把握(①)、続柄の記入(②)があることによって生じた補正なのか?説明してもらいたい。また、続柄の記入による補正が多い場合は、他省庁の世帯調査に対し、農林業センサスにエラーが発生する固有の理由があるのか?を確認したい。

<質問に関する付記>

2015年の試行調査の結果をあげている。この資料は、2015年農林業センサス研究会の第3回配付資料2からの引用であることを確認した。そもそも、この時の試行調査は、郵送調査を含めた調査方法の検討を主眼としたものであり、今回、把握を中止する検討に合致するものなのか不明である。

また、上記第3回の研究会議事録も確認したが、試行調査結果の詳細な検討において、「【1】経営体の概要の中の「仕事の従事日数」の補正が多く、原因は「設問が難しく理解できない。」とされており、続柄の議論は確認できなかったので、明確な回答をお願いしたい。

なお、統計調査上の続柄の把握は、農林業センサスに限ったことではなく、他の世帯統計調査では行われている基本的な項目である。農林業センサスにおいて多くの補正が発生しているのならば、他府省の統計調査の取り組みを参考に、改善すれば良いのではないか。そもそも実査を担当する各自治体の統計担当には、そのノウハウが蓄積されているのではないかと考えるが、何か農林業センサスにはエラーが発生する固有の理由があるのか、確認したい。

.....
<農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 (1) 農業に従事していない者に関する個人別情報について、引き続き把握すべきではないか。

5 (省略) なお、この項目は、農業経営体だけでなく、林業経営体についても共通して把握する調査事項として設計しています。

.....
【提案】①②の調査継続の方法として、調査票を下記のように変更することを検討してもらいたい。個人経営全てを対象に、林業経営体も含めて一つの表で世帯全数の性別・生年月・続柄を調査。設問217には従事なしを追加。ただし同表において、林業経営体には右側(設問217、218、219)は記入不要であると指示(※農作業・林業作業の読み替えはしない)。連動して、世帯員人数(性別・年齢区分別)を削除。

<提案に関する付記>

★林業経営体における世帯員状況把握の重要性

公開されている 2025 年農林業センサス研究会の議事録（第 4 回）から、「林業においても世帯員状況の把握は重要なので残せないか」との委員の指摘に対応して、「林業経営内部の労働力については、KPI を設定する等の状況にはないため世帯員ごとの把握は困難ですが、委員のご指摘を踏まえ、参考資料 1 の 2 の上段のように、世帯員の人数の調査項目について、従来の 14 歳以下の人数に加えて、常雇いと同じ年齢階層区分を追加するとともに、それに該当する年月日を併記しました。」となったことが分かった。

林業経営体でも、世帯員状況の詳細な把握は重要で、正確なデータを取得する必要があるという前提で考えるべきだと思う。

★林業経営体では一部項目の記入不要とすることについて

林業経営体にも右側（設問 217、218、219）の記入を求める場合は、「設問文を農業から林業へ読み替えること」に該当し、望ましくないと思う。一方で、読み替えではなく「該当者以外は未記入」とする指示は、統計調査では一般的なもので、記入者負担・混乱の観点からは許容されるレベルにあるのではないか。

(2) 重要な調査項目は十分な説明・議論・意見収集をしないまま削除するべきではないと考える

削除に関して、農林水産省内の研究会で妥当性が認められたとは思えない。この研究会では①②に関する調査設計の説明が不足していたため、委員からの意見がなかったと受け止めるのが一般的な見解ではないか。それを踏まえ「十分な議論を行うことなく、統計委員会の部会審議に進んだ」という前提で審議すべきではないか。

.....
<農林水産省 第 3 回後の回答の該当箇所>

P3 (2) 世帯主との続柄について引き続き把握すべきではないか。

1 (省略) 続柄は削除することとし、農水省内の研究会に提案したところです

.....
【質問】農林水産省内の研究会では、続柄の削除についてどのように「提案」したのか？そのような「提案」の仕方、この研究会で削除の妥当性について十分な議論があったと考えるか？回答していただきたい。

<質問に関する付記>

公開されている 2025 年農林業センサス研究会の会議資料を見る限り、①世帯員全数把握→農業従事者にする、②続柄を削除することについては、「主な調査項目の見直し案【削

除する調査項目】」「主な調査項目の見直し案【簡素化する調査項目】」(第2回・第3回配布)には記載されていない。

議事録をみても、①②については農林水産省側からも委員側からも説明・発言が見当たらない。どのような方法で、研究会に「提案」したのかが分からない。削除・簡素化のポイントとして説明しないまま調査票素案に削除が反映されているとしたら、これで委員が十分な認識を得ることが出来たのか疑問に感じる。

.....
<農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 (2) 世帯主との続柄について引き続き把握すべきではないか。

2 (省略) 現在のような構成としており、その際に、続柄を戻したほうが良いとの意見は出されませんでした

.....
【質問】「意見は出されませんでした」とのことだが、会議自体では意見を述べる場が設定されていなかったように思われる。このような会議進行の中で、この研究会で削除の妥当性について十分な議論があり異論はなかったと考えるか？回答していただきたい。

<質問に関する付記>

公開されている2025年農林業センサス研究会の会議資料を見る限り、労働力の調査について、個人と団体を分離した調査票素案が配布されたのは、最終回(第5回)の会議となっている。議事録では、最終回(第5回)の会議では、ほぼすべての時間が農業集落調査に関する議論となっている。第4回の指摘事項への対応および調査票素案に関する説明、それに対する意見を述べる場は設けられていない。

会議上で発言する時間が設定されていないように見えるが、これで「意見が出されませんでした」という説明になるのは、類似の会議においてもなされる通例なのか？疑問に思う。

(3) **利活用の現状**について資料を提示してもらいたい

.....
<農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 (1) 農業に従事していない者に関する個人別情報について、引き続き把握すべきではないか。

2 現時点において利活用をみると、現に農業に従事している人の情報を中心に集計・利用しており、従事していない人の情報の利活用は極めて限られている状況となっています。

.....
【依頼】利活用の現状について、どのようなエビデンスを持って進んでいないと判断された

のか？具体的に示していただきたい。

<質問に関する付記>

個票の二次利用については、データ提供後、パネルデータの作成等に一定の時間がかかるため、集計結果の公表までは時間がかかるのが一般的だが、現段階で2020年農林業センサスまでの世帯データの利活用状況について十分に把握できているといえるのか、疑問に思う。

第一次産業にかかわる統計調査である以上、ユーザーも限定されることは容易に想定されるが、そのことを勘案しても特に「利活用は極めて限られている」という判断になるのか。

利活用の促進は、農林水産統計に限らず、すべての統計に通じる重要な課題である。活用促進に向けて、これまで何か特筆すべき取り組みをされてきたのか確認したい。利活用のハードルが高いかどうか（データ取得申請への制約など）と、利活用のニーズの大小とは観点が異なると思う。

(4) 過去の部会審査の経過について詳細に示してもらいたい

.....
<農林水産省 第3回後の回答の該当箇所>

P3 (1) 農業に従事していない者に関する個人別情報について、引き続き把握すべきではないか。

1 (省略) 当時の統計審議会の部会審議においては、「世帯員の状況をここまで詳細にとる必要はあるのか。」「基本的に世帯から経営体へ流れていくといったときに、同ただけ世帯の情報をとろうとしているのか、世帯の部分をいつまで続けるのか。」といったご指摘もありましたが

.....
【依頼】 今回の議論につながる審議があったとのことなので、2005年の統計審議会の部会審査の議事録を確認したい。

<依頼に関する付記>

2005年農林業センサスにかかわる統計審議会の部会（農林水産統計部会）の意見をあげているが、少なくとも、2005年農林業センサス答申の「今後の課題」を含め、当該意見は答申に反映されていないのではないかと。

委員の一人から「」のような発言があったのであれば、それについてどのような回答があったのかは重要な点だろう。部会でどのような議論があったのか、議事録の開示をお願いしたい。

(5) 重要な調査項目については、他の統計調査とのデータリンケージにより重複なく長期的にデータ取得ができる可能性があるかについて精査することなく中止するべきではないと考える

第3回会議で下記の趣旨の発言をした。

【提案】国勢調査とのデータリンケージにより、重複なく長期的にデータ取得・利活用ができる可能性があるかについて精査し、その結果を説明してもらいたい。その上で、2025年センサスの段階で、項目を削除する判断が妥当かを審議するのがよいのではないか。

この点について、論点を設定してもらいたい。

<提案に関する付記>

2005年農林業センサスの答申では、世帯に関する調査事項について「「世帯主との続柄」については、国勢調査の分類区分に準じることが適当である」との判断により項目の整理がされている。こうした指摘は、かねてから世帯調査について国勢調査との関係性が意識されてきた証左と考える。①②の継続を求める意見が複数出されている状況であることから、農林業センサスと国勢調査とのデータリンケージに関する検討状況と、個別客体のデータリンケージの実行可能性について、将来のDXの進展などによりデータリンケージの障壁が低くなる可能性も含め、詳細な説明をしてもらいたい。